（国家公務員災害補償法等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

一　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第三十二条

二　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十六条

三　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第三十条

四　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十六条

五　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十三条

（土地収用法の一部改正）

第二十八条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十条中「特別区若しくは」を「特別区又は」に、「若しくは区長」を「及び総合区又は区長及び総合区長」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二十九条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第七項中「市町村（」の下に「特別区を含むものとし、」を加え、「区、特別区のある地にあつては特別区」を「、区又は総合区」に改める。

（農地法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「により区」の下に「（総合区を含む。以下この条において同じ。）」を「又は区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

一　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十一条

二　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第七条

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第三十一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第三十一条第一項中「あつては区」の下に「又は総合区」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三十二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第五項中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

（土地区画整理法の一部改正）

第三十三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の三中「本条中「指定都市」を「この条において「指定都市」に、「、同法」を「及び同法」に、「本条中「中核市」を「この条において「中核市」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下本条中「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市（以下本条中」を「又は中核市（以下この条において」に改める。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の土地区画整理法第百三十六条の三の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。

（国家公務員共済組合法等の一部改正）

第三十五条　次に掲げる法律の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条

二　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十七条

三　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十七条

四　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十五

五　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第十六号）第十九条

六　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第三十三条

七　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十一条

八　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十六条

九　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十九条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う調整規定）

第三十六条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条第一号中「第百十三条」とあるのは、「第百十四条」とする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十七条　施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前である場合には、附則第三十五条第七号中「第六十一条」とあるのは、「第百三条」とする。

（国民健康保険法等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法律の規定中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十二条

二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十六条

三　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十三条

四　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三十九条

（国民年金法等の一部改正）

第三十九条　次に掲げる法律の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百四条

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十四条

三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第四十八条

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十六条

五　がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十一条第一項及び第二十五条第三項

（宅地造成等規制法の一部改正）

第四十条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

第七条第一項及び第十一条中「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項、第七条第一項及び第十一条の規定の適用については、同法第三条第一項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」と、同項並びに同法第七条第一項及び第十一条中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。